

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 22 日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

交流共創部 スポーツ振興課

(2) 対象事項

西尾市ふれあい広場の指定管理者であるアイレクススポーツライフ株式会社の令和 4 年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理業務について、施設の目的に沿った管理運営がなされているかどうかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

指定管理業務については、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

ただし、一部の事務処理等において、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後は、適正な事務執行、施設管理がなされるよう十分留意し、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

(1) 訓練の実施について

- ・アイレクススポーツライフ株式会社

ふれあい広場は特定防火対象物に該当するため、消火訓練及び避難訓練は年 2 回以上、通報訓練は消防計画に定める回数（年 1 回以上）の実施が義務づけられているが実施していない。

<消防法第 8 条、同法施行規則第 3 条第 10 項>

(2) 補償金の支払いについて

- ・スポーツ振興課

21 節（補償、補填及び賠償金）から支出されるべき補償金を、指定管理料（12 節（委託料））の戻入分と相殺し精算している。

<地方自治法第 210 条>